

令和7年度クライアントイベント（東南アジア）参加事業者等募集案内

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、M I C E 誘致・開催に携わる都内事業者等の皆様とともに、東京の魅力を効果的に PR し、都内での開催を誘致するために、海外のミーティングプランナー等とのネットワーク構築の機会を提供するクライアントイベントをベトナム・ハノイ市で開催いたします。

つきましては、参加事業者等の募集を行いますので、ご参加をご検討いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

*本事業では、M I C E のうち、企業等の会議（M：Meeting）及び企業等の報奨・研修旅行（I：Incentive Travel）を対象とし、実施いたします。

1. クライアントイベント概要

開催日程	令和8年2月4日（水） （2～3時間程度を予定）
開催都市	ベトナム・ハノイ市
内容	商談会に加え、自由に参加事業者等やミーティングプランナー等がコミュニケーションを図っていただくネットワーキングレセプションがあります（軽食提供あり）。財団が選定し招待する有力な現地バイヤー（主にコーポレート案件を扱うミーティングプランナー）との交流機会の創出が期待できます。 ① 財団によるプレゼンテーション ・M I C E 開催都市としての東京の魅力紹介 ・誘致・開催に係る東京の支援制度の紹介 ・参加事業者の紹介 等 ② 現地ミーティングプランナー等と参加事業者等との商談会 ③ ネットワーキングレセプション 等
会場	Mövenpick Hotel Hanoi Centre
参加バイヤー （※）	・ミーティングプランナー ・主催企業の担当者 （10～15 者程度を想定）
参加事業者数	Meeting（企業等の会議）や Incentive Travel（企業等の報奨・研修旅行）の誘致・開催に携わる都内の事業者等 10 者程度

（※）参加するミーティングプランナー等は、財団によって選定される旨、予めご了承ください。

また、参加するミーティングプランナー等の人数・詳細は、参加事業者等の確定後にご案内予定です。

2. 参加のメリット

(1) 営業にかかる負担の軽減

財団が現地ホテル等の会場スペースを貸し切り、商談やネットワーキングの機会を提供いたします。また、現地のプランナー等の招聘も財団が行いますので、単独で訪問営業を行うよりも、費用及び手間の負担が大幅に軽減されます。 ※ 費用の詳細は、「3. 参加料」をご確認ください。

(2) 具体的な商談案件や訪問都市の最新情報の収集

東京での開催を検討している具体的な案件についての商談やクライアントへの提案のほか、訪問都市の M I C E 市場に関する最新情報を収集することにより、将来に繋がる関係性を築くことができます。

また、開催前には、BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点(*)による、現地の最新トレンドや誘致成功のための方策等をお伝えするオンラインセミナーを実施いたします。事前に現地の事情等に関する理解を深めた上で、クライアントイベントにご参加下さい。

(*) BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点：

現地における企業等の会議や報奨・研修旅行等の誘致案件や優良顧客情報等を収集し、MI 開催都市としての「東京」のプロモーションを実施することを目的とし、APAC・欧州・北米の3エリアに設置している拠点。

(3) 「ALL TOKYO」としての効果的な PR

様々な業種の都内 M I C E 関連事業者等が集まり共同でクライアントイベントを行うことで、効果的な PR が期待できます。参加事業者同士の関係も深まり、「ALL TOKYO」としての一体感の強化及び連携した取組みに繋がります。

3. 参加料

(1) 財団負担経費

- ① 会場・商談に係る備品等の手配料
- ② 装飾費用
- ③ 参加料

※上記は財団で負担するため、参加事業者等のご負担はございません。

(2) 参加事業者等負担経費

上記の財団負担経費①、②、③以外の経費

<例>

- 1) 現地での商談会等において独自で必要となる資料・備品等に係る経費
- 2) 現地への渡航費、宿泊費、食費、交通費

- 3) その他、航空券、現地宿泊先等の手続きに係る費用等

※航空券、宿泊先等は各自での手配となります。

4. 参加事業者等募集要件

次の（１）～（７）に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 海外からの企業等の会議（M：Meeting）及び企業等の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）の誘致・開催に携わる都内の事業者等（宿泊事業者、DMC*、施設管理・運営事業者、イベント事業者、エリアマネジメント団体等）であること。
- (2) クライアントイベントの実施にあたり、英語で自社の事業内容の説明・商談ができるスタッフ１名以上、参加事業者負担で参加できること。
- (3) 今後海外からの問い合わせ等に対応できること。
- (4) 本募集案内に記載の全ての事項を理解し、同意していること。
- (5) 事前に開催する参加事業者会議（オンラインでの実施を想定）に参加が可能であること（日時は参加事業者決定後に決定）。
- (6) クライアントイベント終了後、商談実績（商談件数、成約案件の詳細）や成果等を財団へ報告できること。
- (7) 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、参加事業者の事業が、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。

5. 参加事業者等の決定について

<参加事業者等の決定について>

- (1) 添付の参加申込書及びプロフィールシートをご提出いただき、財団にて確認のうえ、財団の実施目的・募集要件と照らし合わせ、決定いたします。
- (2) お申込みが多数の場合は、抽選とさせていただきます。予めご了承ください。

<その他>

- (1) 参加可否については、後日応募者全員に財団よりご連絡いたします。
- (2) 財団事務局から参加事業者等へ、ミーティングプランナーへの景品等の協賛をお願いさせていただく場合がございます。詳細については、参加事業者等決定後、別途ご連絡させていただきます。

<募集スケジュール（予定）>

2025 年 8 月 28 日（木）	参加事業者等の募集開始
2025 年 11 月 6 日（木） 正午	参加事業者等の募集締切り
2025 年 11 月 13 日（木）	参加事業者等への決定通知

6. 注意事項

(1) クライアントイベントの運営について

- ① 会場の選定やレイアウト、招聘するミーティングプランナー等、クライアントイベントの運営一切については、財団にご一任いただきますので予めご了承ください。
- ② スペースの都合上、参加事業者等は 1 者(団体)あたり 2 名までとさせていただきます。

(2) 参加事業者等の参加について

- ① クライアントイベント開催域内に所在する貴機関・団体の拠点からのご参加等も可能です。
- ② 海外渡航や開催国への入国に支障があった場合でも、財団では一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

(3) 損害賠償及びキャンセル料等

- ① 参加事業者等決定後のキャンセルは、原則不可とさせていただきます。決定後、参加事業者等の都合により参加を取り消した場合、参加事業者等はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。
- ② 手続きの不備により、開催国への入国が出来なかった場合等、参加事業者等都合によるキャンセルがあった場合には、それまでに発生した作業に係る実費のご負担をお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- ③ 財団及び海外拠点は、参加事業者等の PR 用製品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損や、参加事業者等が会場を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとします。
- ④ 参加事業者等は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。
- ⑤ 財団は、天災、現地治安情勢、その他特別な事情により、財団が本事業を中止したことにより生じた参加事業者等及び関係者の損失及び損害は補償しません。

(4) その他

- ① 財団が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがあります。
- ② 天変地異、政治状況等の劇的な変化等により、実施内容等に変更が生じる可能性がありますので、予めご承知おきください。なお、変更が生じた場合は別途お知らせいたします。

- ③ その他、本募集案内に定めのない事項及び本募集案内の解釈に疑義が生じた場合は、参加事業者等と財団との協議により決定することとします。

7. 開催国及び出入国に係る手続きについて

開催国情報及び日本出入国に係る手続きに関しては、以下のサイト等をご参照の上、参加事業者等ご自身にてご確認をお願いいたします。海外渡航に支障があった場合でも、財団では一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

- 在ベトナム日本国大使館

https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

8. お申込み・お問合せ

令和7年11月6日（木）正午まで

上記期日までに、別添参加申込書・プロフィールシートを電子データ（Word 形式）にて下記提出先までご提出ください。

参加の可否については、財団で協議の上、11月13日（木）までに連絡させていただく予定です。

- ご提出先・お問合せ：東京観光財団コンベンション事業部（担当：大津、藤原、上坂）

Email: a.otsu@tcvb.or.jp m.fujiwara@tcvb.or.jp c.uesaka@tcvb.or.jp